市

て

実施

# 「避難行動要支援者制度」について ~要支援者を災害から守る~

## ■避難行動要支援者支援とは

災害が発生したときや避難情報が発令されたとき、自分の力で 避難することが難しく、避難に手助けが必要な方(避難行動要支 援者)がいます。そういった方々に、地域でどのような助け合い が出来るのか事前に考え、避難したくてもできない方を一人でも 減らすことを目的とした取り組みです。

## ■~制度の流れ~

避難行動 要支援者名簿 の作成

市の情報及び申請書の情報を<mark>集約して</mark> 作成

名簿情報 提供に関する 意思確認

名簿に記載される個人情報の情報提供 について、不同意の方を確認

避難支援等 関係者へ名簿 情報の提供

情報提供に<u>不同意の方以外の</u>名簿情報 を、避難支援等関係者(消防・警察・ 地域・民生委員等)に提供

個別避難計画 の作成 名簿の情報をもとに地域の状態を把握し、要支援者の自宅を個別に訪問するなどしながら、個別避難計画を作成

防災訓練の実施

個別避難計画を活用した防災訓練や、 日頃の見守り活動の実施

災害時の 避難支援等

要支援者の避難支援等を実施

## 避難行動要支援者名簿の作成

市で把握している情報をもとに、中津川市の定める要件に該当 する要支援者の方の名簿を市が作成します。

作成した名簿は、災害発生時の要支援者情報の把握に利用し、 また平常時から避難支援等関係者(消防・警察・自主防災会等) に提供することで、事前の共助や見守り活動、有事の際の迅速な 情報把握に繋げます。

## ■名簿の対象となる方

中津川市ハザードマップにおける危険区域(洪水浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域)のいずれかに居住する



- ①要介護認定1~5の方
- ②身体障害者手帳3級以上の方
- ③療育手帳をお持ちの方
- ④精神障害者保険福祉手帳1・2級の方
- ⑤75歳以上の独居世帯の方
- +上記以外で名簿登録を希望される方

## ■名簿に掲載される内容

- ○氏名 ○年齢 ○性別 ○住所 ○電話番号などの連絡先
- ○避難支援を必要とする事由(要介護、障がいの種別など)
- ○その他必要な事項

## ■名簿の提供先(避難支援等関係者)

- ○自主防災組織(自治会) ○民生委員 ○中津川警察署
- ○中津川市消防本部 ○その他市長が認める者

#### ■避難行動要支援者名簿の仕組み

※書類の提出は市役所防災安全課へ



避難行動要支援者

①名簿対象者は自動で登録(※情報提供を希望しない方は届出を提出)

②**対象外の方**で避難支援が 必要な方は<u>申請書を提出</u> 市役所

中津川市





名演の提供

避難支援等関係者
(自主防災会、民生委員、警察、消防など)

## ■名簿対象の方へ

避難行動要支援者名簿の対象となる方は、市が作成する名簿に自動的に登録され、避難支援等関係者へ情報共有されます。個人情報等も含まれるため、名簿への登録と情報提供について希望しない方は、市へ「情報提供拒否」の届出を提出してください。

また、この制度は地域の助け合いにより、ひとりでも災害時の被害者を減らそうとするものです。しかし、災害の状況などにより、必ず支援してもらえるというものではありません。災害時に市民の皆さん一人ひとりが自分の身は自分で守ることができるよう、日頃から準備や心構えを持って、積極的に周囲や地域の方とのコミュニケーションをとるように心がけましょう。

## ■災害発生時の名簿の取り扱い

災害が発生、又は災害が発生するおそれがあるときには、要支援者の生命を守るために、災害対策基本法第49条の11第3項に基づき、情報提供に同意していない方の情報も含めて、避難支援等関係者へ情報共有される場合があります。

## ■名簿を配布する目的

いざという時に助け合うためには、まずは地域でお<mark>互いのことを知ることが</mark>大切です。どこに、どのような支援を求める方がいるのかを知るための第一歩として、市が把握している情報を提供しています。提供された情報をもとに、見守り活動や地域活動を通じて、顔の見える関係を築いていきましょう。

## ■名簿の活用方法

<mark>一、地域で</mark>の見守り活動を行う

要支援者の方は避難行動だけでなく、日頃の生活で困っていることがないかなど、名簿を活用して見守りを行いましょう。見守り活動を通じて日頃から関係をつくることは、要支援者の地域からの孤立を防ぐことにも繋がります。

一、地域行事への参加を促す

地域の行事など、要支援者も気軽に参加できるような機会があれば、積極的に声をかけましょう。お茶会やサロンなど 顔を合わせる機会をできるだけ多く持つことが大切です。

一、地域の防災訓練に活用

総合防災訓練などの地域の防災訓練では、要支援者も参加しやすいように工夫したり、自主防災役員を対象に要支援者支援をテーマとした訓練を行ったりするなど、共に訓練する機会を作りましょう。

## ■名簿の管理

名簿に記載されている	情報は個人情報です。	名簿の提供を受けた
<mark>避難支援等関係</mark> 者は、	取扱いについて十分な	注意が必要です。

EMAIN TO THE TENT OF THE TENT
□施錠可能な場所での保管
□必要以上の複製・複写の禁止
□秘密保持義務の厳守
□ 避難支援等以 <mark>外</mark> の目的による使用の禁止
□取扱者が変わる場合の確実な引継ぎ
□ 古い名簿の返却、又は復元不可能な方法での確実な破棄

## 個別避難計画の作成

名簿の提供を受けた地域で、要支援者一人一人に対して地域の 実情に合った避難計画を作成します。市が作成した様式を参考に、 要支援者本人と地域の役員や支援者が直接顔を合わせ、全員が協 <mark>力して作成し</mark>ましょう。

固別	摧辎	計画	作成	の流れ	1
III /J ,			$I \cap PN$	~~ // // //	

■個別避難計画作成の流れ	
1.名簿をもとに地域の状態を把握する	
──□ 名簿を見て、要支援者の情報を確認する	
─□ 要支援者の居住地をハザードマップで確認する	
□訪問する人、日時等を決める	
2.要支援者本人または家族と話し合う	
──取組の趣旨を説明する	
── 要支援者本人の情報を聞き取る	
● 必要な支援を確認する ・どんな時にどういった支援が必要か  ・支援する人を決める ・なるべく複数人の支援者を決めておく ・自主防災会やその代表者を支援者として定めることも可能 ※避難支援者には、できる範囲で支援をお願いするものです ※責任が発生するものではなく、支援者も自分の命が第一優先	・です
□ 避難場所や避難経路を決める ・災害の種類ごとに分け、優先順位を定めておく	<u>, C 9</u>
<mark>3.作成した</mark> 計画を共有する	
──□ 計画の内容を確認する	
<ul><li></li></ul>	

## ■作成のポイント

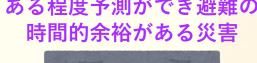
#### ★地域の実情に合った計画づくり

計画の作成方法は、1つではありません。まずは要支援者本 人が作成し、地域の取り組みの中で内容を保管していく方法や、 地域単位で要支援者全体に対する支援を定めておくなど、地域 <mark>の中で進めや</mark>すい取り組み方法を選んでください。

#### ★災害想定に応じた計画づくり

<mark>災害の種別には、大きく分けて以下の2つのパターンがあります。</mark> <mark>避難場所を決めるときは、2つの場合を分けて考えましょう。</mark>

#### 予測が困難で災害発生 ある程度予測ができ避難の 後に避難する災害





地震災害等



風水害等

#### ★支援者の過度な負担とならないようにする

避難支援者は要支援者の命を守る責任も義務もありません。防 災、減災の基礎は「自助」であるため、支援者自身も自分と家族 の命を第一優先とし、要支援者やその家族は「支援者が助けてく れる」と考えないよう、自助でできることに取り組みましょう。

#### ★なるべく多くの人を巻き込む

要支援者一人に対して、支援者が一人で計画をすべて作ったり、 自主防災会長が地域の要支援者すべての支援者になっていたりと、 誰か一人だけで要支援者支援を行うことは困難です。自主防災会 役員や町内会長、班長、近隣住民など、なるべく多くに方に参加 <mark>してもらえるよ</mark>うな取り組みを行いましょう。

支援者の選定や、要支援者が自治会に加入していない場合など、 <mark>計画の作成に当たっ</mark>て課題がある場合も多くあります<mark>。計画の作</mark> 成に困ったときは市の相談窓口(防災安全課)にご相談ください。

## ■よくある質問

#### Q. 提供された名簿や個別避難計画にはどのような義務や責任 が発生しますか?

A. 名簿や個別避難計画の情報提供を受けた方は、災害対策基本法により秘密保持義務が課せられます。正当な理由なく他者に情報を漏らすことは、要支援者本人だけでなく、その家族等の権利利益をも不当に侵害することになりかねず、ひいては名簿制度の実効性を大きく損なうおそれもあります。適正な管理をお願いします。

#### Q. 秘密保持義務はいつまで続きますか?

A. 自主防災会や自治会の活動を退いた後も、活動に際して知った情報の秘密保持義務は継続します。

#### Q. 秘密保持義務についての罰則はありますか?

A. 災害対策基本法には秘密保持義務違反に対する罰則はありませんが、故意又は過失により名簿や個別避難計画の情報を漏洩した場合は、要支援者本人から民事上の損害賠償を請求される可能性があります。

## Q. 個別避難計画の情報に変更があった場合どうすればよいか?

A. 個別避難計画の情報に変更があった場合は、計画を更新し、新しい個別避難計画を防災安全課までご提出ください。

#### Q. 地域独自で要支援者の避難支援対策をしている場合は?

A. 地域で独自に避難支援対策を行っている場合は、避難行動要支援者について、「個別避難計画の作成が完了している」と判断できる場合があります。地域で支援する要支援者本人に対して、行政機関などの関係機関へ情報共有するための同意が得られている場合は、支援計画や対応可能な要支援者の名簿をご提供ください。